

【事業承継と相続（自社株問題を中心に）】

弁護士 柳沢 賢二

事業承継問題とは？

現経営者である創業者の父親などが、会社の後継者である長男などに会社の経営をしっかりと引き継げるようにする事業承継の問題を考えることは、会社の後継者のためのみならず、会社の従業員など全ての会社利害関係人のために非常に大事なことです。

しかし、創業者自身が、生前に、事業承継が円滑にいくように十分な対策を講じていないと、相続を契機に、大きなトラブルが発生してしまいます。

事業承継対策の必要性

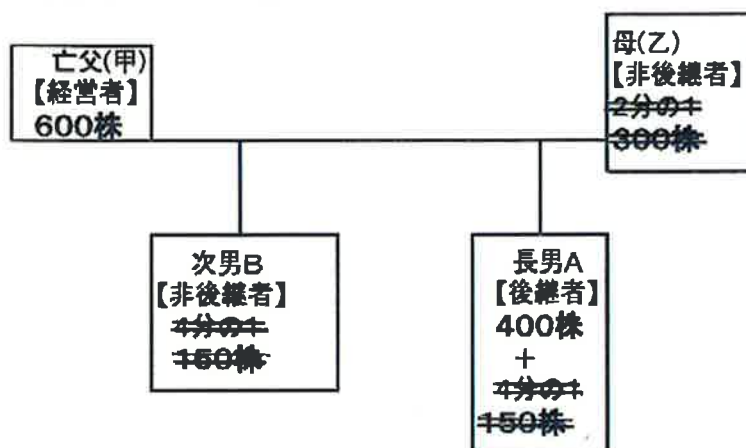
未公開企業において、会社の経営権の支配を確保するためには、自社株式について最低限でも過半数（株式発行総数の50%超）を確保する必要があります。

もし、創業者の父親が、相続開始前に、事前に十分な自社株についての対策をしていなければ、例えば長男を後継者として経営権を委譲しようと考えていたとしても、創業者である父親が死亡して相続が開始されたことを契機に、株式が長男以外の他の相続人に分散してしまい、長男が自社株式の過半数（50%超）を確保できずに、株主総会で取締役を解任されるなどして、会社の経営権を受け継ぐことができないという問題が生じてしまいます。

このような問題を防ぎ、現経営者から後継者にスムーズに事業承継できるように、事前の対策が必要です。

【相続により株式が分散する例】

Y社株式 1000株



※母(乙) 300株+次男B 150株=450株<長男A 400株+150株=550株
→長男Aが勝つようにみえますが、そうではありません。

甲の600株は準共有なので、600株を長男A・乙・Bの3人で所有していることになる。
→そのため乙とBが手を組んだら、Y社の経営を支配することになってしまう。

Y社株式が1000株あって、生前、創業者である父親の甲が600株、後継者の長男Aが400株保有していた事例で、甲の死亡により、甲の生前保有していた自社株の600株については、一見、法定相続分どおり、甲の配偶者乙が2分の1の300株、長男A、経営に関与しない次男Bが法定相続分の各4分の1の各150株ずつY社株式を相続するようみえます。もし、そうであれば、長男Aの保有株式は400株+150株=550株となり、長男Aは自社株の過半数(550株、55%)を確保できそうに一見みえます。

しかし、創業者である父親甲が保有していた会社の株式600株については、相続人の配偶者乙、長男A、次男Bの三人で600株全体を準共有していることとなります(民法264条、会社法106条)。

そして、準共有の株式については、共有持分の過半数によって、株主総会で権利行使ができる人が定まることとなります（会社法106条、最高裁平成9年1月28日判決：判例時報1599号139頁等）。

よって、例えば600株の準共有の議決権を行使する際に、乙（準共有持分が2分の1）とB（準共有持分が4分の1）が、長男A（準共有持分が4分の1）でなく、次男Bが株主総会で600株全体の株式を権利行使できる者に指定すれば、600株全体について長男Aは議決権を一切行使できず、次男Bが600株全部を権利行使できることとなります。そうなれば、次男Bによって、後継者である長男Aは株主総会で取締役を解任されて、会社から排除されてしまう危険があります。

よって、このような相続を契機とした事業承継のトラブルが発生しないように、創業者及び後継者としては、生前にしっかり創業者から後継者に自社株を集中させて承継させて、後継者がスムーズに会社の事業を承継できるようにできるようにする対策を準備しておく必要があります。

1 後継者に自社株を承継させる方法（生前に実現する方法としての売買・生前贈与、生前に準備する方法としての遺言等）

【売買】

創業者が、生前に、自分が保有している自社株を後継者に売買で譲渡する方法です。この方法は、生前に創業者から後継者に対して自社株の承継が完全に実現でき、遺言の場合のように後日遺言の撤回等によって結果が覆るような心配はなく、安定性があるということは大きなメリットです。

しかし、自社株の株式の評価が高額な場合は、後継者は自社株を買い取る売買代金の高額な資金を自ら準備して対価を支払わなければならないというデメリットが考えられ、全てのケースで生前の売買の方法で後継者に自社株を集中させる方法が簡単にとれるとは限りません。

【生前贈与】

創業者が、生前に後継者に株式を無償譲渡するという生前贈与の方法も、売買とともに、生前に後継者に株式を集中させて事業承継を生前に実現させる有力な方法の一つです。

この生前贈与の方法は、売買と同様に生前に後継者に株式を譲渡することで生前に後継者に自社株を集中することを生前に実現できるというメリットがあるとともに、売買とは異なり自社株を譲り受けるに際して後継者が対価を支払わなくていいというメリットがあります。

しかし、贈与税の税率は非常に高額であるため、自社株式の評価が高額な場合は、贈与税の負担が重すぎて、生前に生前贈与の方法で後継者に自社株を無償譲渡をするという方法をとることが難しい事例が多いと考えます。

【遺言】

もし、創業者が、生前に売買或いは贈与で、後継者に株式を譲渡することが実現できない場合、どうしたら良いのでしょうか。

もし、このような場合に、創業者である父親が、生前に何も対策をとらなければ、創業者が死亡したときに相続問題が勃発して、後継者が自社株の過半数を確保できずに会社から追い出されるなどの大きなトラブルが発生しかねません。

創業者である父親としては、最低限、生前に遺言書を作成して、事業用資産（特に自社株式）については後継者に相続させるという遺言書を作成する対策をとる必要があると考えます。

遺言書を作成する場合は、相続財産のうち、自社株などの事業用資産は後継者に相続させ、それ以外の非事業用資産については非後継者である次男などの他の相続人にも一部は相続させるという内容の遺言書を作成することなどを検討すべきと考えます。

創業者が、事業用資産（自社株、工場など事業不動産等）、非事業用資産（事業に無関係な自宅など）も含め、全て後継者である長男 A に全財産を相続させるという遺言書を作成してしまえば、他の相続人との関係で、遺留分の問題が発生してしまう危険があります。遺留分とは、遺言等で一部の相続人（長男）が殆ど相続するというような遺言書が作成されたようなケースでも、他の相続人（長男以外）にも、法定相続分の半分（直系尊属の場合のみ 3 分の 1）については遺言書の内容如何に関わらず、権利の主張を認めるという制度です（民法 1028 条）。

ですから、相続人間で遺留分の問題をめぐってトラブルが生じないように、後継者である長男に自社株を含めた事業用資産を相続させたうえで、非事業用資産の一部については他の相続人にも相続させ、遺留分の問題が生じないようにするなど遺言書の内容については、専門家である弁護士と十分協議をしたうえで作成をすべきと考えます。

いずれにしても、相続を契機に、事業承継問題で大きなトラブルが生じないように、事前に、税のプロである公認会計士・税理士等に税金面でアドバイスを受けるとともに、法律面でも法律のプロである弁護士にも事前に相続を契機に事業承継でトラブルが生じないように、どのような対策を講じるべきかについて法的なアドバイスを受けることが大切と考えます。